

一般社団法人福井県バスケットボール協会 表彰規程

(目的)

第1条 一般社団法人福井県バスケットボール協会定款第4条11項の規定に基づき、本県バスケットボール競技界の振興・発展に貢献した者を表彰する。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は以下のとおりである。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 優秀チーム賞
- (4) 優秀指導者賞
- (5) 特別優秀選手・特別優秀チーム

(受賞の資格)

第3条 表彰は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 功労賞
 - ①本協会の役員として永年協会の発展に寄与した者
 - ②本協会加盟団体役員又は傘下団体役員として特に功績のあった者
- (2) 優秀選手賞
 - U18又は一般の全国大会で優秀な成績をおさめた者選手
- (3) 優秀チーム賞
 - U12又はU15のブロック大会で優秀な成績をおさめたチーム(ただし細則9を含む)
- (4) 優秀指導者賞
 - 優秀選手賞又は優秀チーム賞の受賞対象である選手・チームを育成した指導者
- (5) 特別優秀選手賞・特別優秀チーム賞
 - ①全国大会で優勝又は準優勝した選手又はチーム
 - ②日本を代表して国際大会等において活躍した選手又はチーム

(表彰の時期及び授与品)

第4条 表彰は社員総会において行い、表彰状及び記念品を授与する。特に必要があると認められるときは、その都度行う。

(表彰の選考)

第5条 選考は、第2条の定める賞については別に定める細則従い、表彰委員会で審査及び選考し、理事会の決議を経て会長が表彰する。

(激励金)

第6条 激励金の交付は、その都度行うものとし、その額については、細則の表のとおりとする。

(附則)

第7条 第3条以外で特に功績のあった者には、会長が推薦し理事会の議決を経て感謝状を贈呈することができる。

第8条 (公財) 日本バスケットボール協会や(公財) 福井県スポーツ協会等の表彰の受賞候補者の推薦に関しては、表彰委員会で審査及び選考し、常務理事会の決議より決定する。

- (1) この規程は令和2年12月7日より施行する。
- (2) 令和6年6月3日 一部改定（第5条）
- (3) 令和6年9月9日 一部改定（第6条）
- (4) 令和6年12月9日 一部改定（第3条、第8条）

一般社団法人福井県バスケットボール協会表彰規程 細則

- 1 第3条（1）功労賞①②の対象者は表彰該当年度の4月1日現在、満60歳以上とする。
- 2 第3条（1）功労賞①は、協会役員又は参与として20年以上を歴任した者、又はそれに準ずる功績のあった者を対象とする。
- 3 第3条（1）功労賞②は、加盟団体又は傘下団体の会長、副会長、理事長として10年以上を歴任した者又はそれに準ずる功績のあった者で、その団体より推薦された者を対象とする。
- 4 全国大会とは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という。）が主催又は主管する大会を指す。
- 5 全国大会で優秀な成績を収めるとは、5位以上を指す。
- 6 ブロック大会とは、北信越バスケットボール協会が主催又は主管する大会を指す。
- 7 ブロック大会で優秀な成績を収めるとは、優勝又はそれに準ずる成績を指す。
- 8 国際大会とは、JBAが派遣した大会を指す。
- 9 全国ミニバスケットボール大会においてグループ全勝したチームを優秀チーム賞の対象とする。
- 10 激励金の額は以下のとおりとする。

大会レベル	額
北信越大会（チーム）	0円
全国大会（チーム：定通大会、マスターズ大会、フレンドリー大会を除く）	30,000円
全国大会（チーム：定通大会、マスターズ大会、フレンドリー大会）	20,000円
国際大会（日本代表、個人）	30,000円
上記以外	その都度検討

- (1) 令和5年5月29日 一部改定（第1項、第2項、第3項）
- (2) 令和6年6月3日 一部改定（第1項）
- (3) 令和6年9月9日 一部改定（10項追加）
- (4) 令和6年12月9日 一部改定（第9項追加）